

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

（開催日：平成30年10月22日）

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

日 時：平成30年10月22日（月） 午前10時から

場 所：堺市役所 本館3階 大会議室1

出席者：（委員）

中井委員、西田委員、岡田委員、小倉委員、金丸委員、新ヶ江委員、
中田委員、堀委員、山口委員

（堺市）

河村市民人権局長、西田人権部長、藤原学校教育部部理事、
黒田人権企画調整課長、出野人権企画調整課参事、松村人権推進課長、
太田人権教育課長、坂本人権企画調整課長補佐

（傍聴人）0人

（開会）

1 委員紹介

2 審議案件

（1）LGBTなどの性的マイノリティに係る取組について

○黒田人権企画調整課長 人権企画調整課の黒田でございます。本日はどうぞよろしく
お願いいたします。

案件1、LGBTなど性的マイノリティに係る取組について説明させていただきます。

まず資料1、LGBTなどの性的マイノリティに係る取組についての資料をご覧ください。現在、LGBTなどの性的マイノリティの方々には社会の理解不足から少なからず偏見を持たれ、社会生活の様々な場面で困難な状況に直面しておられます。しかし、近年、一部自治体や民間企業において、これらの方々を支援する取組が行われてきています。そして、本市におきましても、これまで市民啓発や研修、相談事業等を行ってまいりましたが、より一層理解促進や支援の取組を推進していく必要があると考えています。

それでは、資料2をご覧ください。まず、これまでの取組について報告いたします。こちらはこれまで本市で実施してきました取組を記載しています。

まず1、市民啓発として、講演会や映画上映会、また、大型商業施設での啓発パネルの展示等を実施してきました。昨年は北花田のイオンモールで開催しました。職員研修としては、相談窓口の担当職員への研修のほか、今年度は、原則各課1名ずつ選任し、全庁に約300名いる人権担当者に対して研修を実施しました。この研修は、当事者団体の方等によるパネルディスカッション形式で行い、当事者の方が置かれている現状等について生の意見を聞く機会となりました。

続いて、資料2の裏面をご覧ください。教職員の研修としては、教職員のほか学校管理職、養護教諭、PTAの方への研修を実施しています。そのほか各学校の保健室への関連

図書の配架や、啓発ポスターの掲示等も行っています。また今年度は社会福祉施設等の民間事業者に対しても研修を実施しました。

次に2、当事者支援の取組です。これは、昨年12月から専用の相談ダイヤルを設置し、当事者の方に加え身近な方等からも相談をお受けしています。さらに、今年5月からは弁護士相談も実施しています。お手元に配付しています啓発カード、これも今年度作成し、その専用ダイヤルを掲載しています。この啓発カードを配布し、相談窓口の周知に努めているところです。当事者の方に配慮した取組としては、平成28年度に、本市の公的書類や申請書等に記載の性別欄について、真に必要なかどうか各所管において再度確認を行い、不必要な性別欄については廃止をしています。以上がこれまでに実施してきた取組です。

次に資料3です。新たな取組として、現在、人権部において検討を進めていますパートナーシップ宣誓制度（案）の概要です。これまで他の自治体の状況等、先行して導入している自治体の制度について研究を進めてきました。それらも参考に、本市における制度について、これまで検討を続けてきました。また、この素案については、先般、当事者団体の方からもアドバイスをいただき、それらも踏まえて本日、この制度案を作成しています。

この制度の概要ですが、当該制度はお互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方々に対し、宣誓書受領証を交付するものです。この制度は宣誓した事実を市が証明するもので、結婚制度とは異なり、法律上の権利や義務が発生するものではありません。また、後ほど説明しますが、現在検討中の堺市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱、これに基づき実施していきたいと考えています。

3、宣誓の方法です。まず、事前に電話またはメール等で来庁の日時を予約していただきます。これはプライバシーの関係から、宣誓していただく場所として会議室等の個室を確保する必要がありますので事前予約制にしたいと考えています。そして、予約いただいた日時にお二人そろって来庁し、人権部職員の面前でパートナーシップの宣誓書に署名をしていただきます。その際に必要書類等で要件を満たしているかを確認し、確認ができれば宣誓書受領証の即時発行を行うといった流れを考えています。

次に資料4です。こちらが制度の詳細を定める要綱、堺市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱案の説明資料になっています。

まず第1条で趣旨、堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例の理念に基づき、一人ひとりがお互いに人権を尊重し、ありのままを認め合いともに生きる社会をめざすという要綱の趣旨を定めています。

第2条で用語の定義をしています。先進的にこういった制度を導入された渋谷区や世田谷区などでは同性、つまり戸籍上の性別が同じであるカップルを対象としていますが、トランスジェンダーの方の中には、戸籍上の性別が自認される性別となっていない場合もあ

りますので、札幌や福岡、大阪市と同様に本市においても戸籍上の性別が、同性かどうかを問わないようにしたいと思っています。

次に第3条で対象者の要件を規定しています。

1つ目がともに成年者であること。こちらは改正民法が成立し、2022年に成年の年齢が現在の20歳から18歳になり、また婚姻の年齢も男女とも18歳になるということから、本市も開始当初は20歳以上そして改正民法が施行される2022年には18歳以上としたいと考えておりますので成年者という表記にしています。

2つ目、少なくともいずれか一方が市民または転入予定者であるということ。これまで制度を導入しているほとんどの自治体では、双方とも市民あるいは転入予定者であることを要件としていますが、婚姻制度の男女間のカップルで住所地が異なっている方というのも当然いらっしゃいます。本制度は婚姻制度とは異なりますが、なるべく当事者の方が利用しやすい制度をめざしていますので、少なくともいずれか一方の方が堺市民または転入予定者であれば認めていきたいと考えています。これは7月に制度導入した大阪市でも同様の要件としていますので、隣接する自治体で大きな差が出ないようにしていきたいという考えもあります。

3つ目、ともに配偶者がなく、かつ当該当事者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。こちら婚姻制度と同様の取り扱いをしていきたいと考えています。

4つ目が婚姻をすることができない近親者同士の関係にないことです。これは民法で定められています親子間とか祖父母と孫、兄弟、姉妹間、おじ、おば、おい、めいなど婚姻できない近親者は、この制度においても対象外としたいと考えています。ただ当事者の方の中には、婚姻できないためにやむなく戸籍上の養子縁組、養親子関係を結んでおられる方もいらっしゃると思うので、そういった方々への配慮として、養親子関係にある方につきましては本制度の対象としたいと考えています。以上が対象者の要件です。

裏面に移っていただき、第6条では、通称名の使用を可能としています。トランスジェンダーの方の中には、日常生活において戸籍上の氏名を名乗ることに困難を感じており、通称名で日常生活を送られている方もいらっしゃると思います。そういった方にも配慮した対応を考えています。なお、その際にも第4条に規定のとおり、本人確認は確実に行いたいと考えています。要綱案の説明については以上です。この要綱案については、これから庁内の法制文書の担当課と調整しますので文言や表現等が若干変更になる場合がありますが、大筋の内容はこのように進めていきたいと考えています。

今後のスケジュールですが、本日、当審議会に諮らせていただき、委員の皆様からいただいた御意見等も参考に早急に要綱の内容を確定し、年度内には市民の皆様への周知を行い、来年4月に制度を開始したいと考えています。

パートナーシップ制度以外の今後の取組としては、市のホームページの充実や職員向けのガイドライン等の作成も考えています。案件1についての説明は以上です。

○中井会長　　ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見御質問を出していただければと思います。

○中田委員　　よろしいですか。当事者支援の取組のところですが、平成29年度に人権相談のダイヤル設置と、それから平成30年度に弁護士相談を実施されているということなのですが、件数はどれぐらいかということが1つと、この啓発カード、これはどこで市民に配布しているのかというのを教えてください。

○松村人権推進課課長　　答えさせていただきます。

まず、相談件数ですが、平成29年度は12月1日から3月31日までで、延べ件数で11件、それから実件数で8件となっています。続いて、平成30年度、9月28日現在ですが、延べ件数が6件、実件数が3件となっています。

それから弁護士相談ですが、今年の5月から開始しまして、月に1回、第4水曜日ということで設けています。今のところ件数としては、1件予約が入っていて、初めての方が今度10月に相談をしていただくという形になっています。

それからこちらのカードですが、まず、行政と学校でお配りをするということで進めています。各区役所の市政情報コーナーや窓口、それからそれ以外の市の施設であるとか、小中学校等にお配りをしているという状況です。

○中井会長　　中田委員、よろしいでしょうか。

○中田委員　　はい。

○中井会長　　はい、お願いします。

○山口委員　　LGBTにつきまして積極的な取組をされていることは非常にありがたいと思うのですが、そのパートナーシップについて、具体的に質問をまず1つさせていただきます。パートナーシップ宣誓というものについて市が受領証を発行する、発行された方々のメリットはどういうもののでしょうか。

○黒田人権企画調整課長　　現在のところ、市の関連した取組というのは具体的には挙がっておりませんので、それはこれからということになると思います。今のところは民間事業者において、携帯電話の家族割や航空会社のマイレージの共有等に活用できると考えています。

○山口委員　　いわゆるLGBTの方々だけが役所へ2人で来て宣誓しなさい、宣誓すれば受領証を発行しますよ、こういう扱いを少し疑問に思います。それはなぜかということ、今、国でLGBTの人々への差別をなくす禁止法を、超党派の国会議員の議連が2回ほど提出していますが、それは与党の反対にあって法案として通過していない。なぜ、通過しないかということと与党側いわゆる自民党や公明党ですが、その考え方は差別を禁止する制度だけを慌てて作っても、国民のほとんどがLGBTというものを認知していないし、理解もしていない中で、教育や啓発活動が先ではないかと。パートナーシップ制度というのはあたかもいいように思うのだけれども、文科省がLGBTQ+の問題について学校教育や

社会教育、職場教育等について実際にカリキュラムを組んでやっているかというとなかなか遅々として進んでいない中で、要するに国の上位法の裏づけがない中で、普通、結婚しますといったときに、わざわざ2人で来て宣誓しなければならない、何か特別な書類を持っていかなければならないというようなことがあり得るかということなのです。気をつけないといけないのはLGBTの人々が特別な存在だという扱いをしないこと、そういうふうに受けとめられないこと、私が知る限りでは、私はレズビアンです、ゲイです、というのを何で宣誓する必要があるのか、宣誓しなければ、社会保障が受けられないという世の中自体がおかしいということが大もとにあるということを経験した上でこれをやっていかないと。カミングアウトしたくない人のほうが多いと思います。これはいいことだが、この受領証をもらったからといって、婚姻届を出すときにスムーズに役所が受け入れてくれるのか。国ではそういう差別禁止法まではいってないけれども、例えば、福島瑞穂議員さんとかが頑張っている。この間、LGBTの問題で、新潮45で問題になったとき出てきた、ロバートキャンベルさん。彼もわざわざあのことのためにカミングアウトして、アメリカで結婚式を挙げているのですね。しかし、日本に帰ってきたときに東京の限られた区だけが、婚姻届を出すときにロバートキャンベルさんが1人で行って相手と一緒に婚姻届を出すのだけれども、どういうことが行われてきたかということ、相手が独身かどうかの証明書とか、相手がどこの国籍の人であるとか、そういう証明書をつけないと婚姻届を受け取ってもらえなかった。けれども今、世田谷区とか渋谷区ではそれをやめているのです。国の法律はないけれどもやめている。相手がどなたであっても、あなたが婚姻届を出してきたら受け取れますよというところが新しいのです。だから、施行するのはいいけれど、LGBTの人たちの存在というのは今もう約10%と言われている中で、気をつけないと、逆に、彼らをすごく特別視するということが逆に人権侵害になりかねないというリスクを負っているということ、これを要綱の中でどうしていくかということがあると思う。国の上位法がない中で、堺市も自治体ですから難しいけれども、安全まちづくり条例でこれを入れていくのは結構だけれども、本来はやっぱりヘイトスピーチについても部落差別についても包括的性暴力禁止というような条例をちゃんとつくった上でこういう細かい施策をやっていくことが望ましいと思うのです。すごく進んでいるような感じもするけれど、私は逆にLGBTの人たちでカミングアウトを望まない人たちについてどうなのという配慮がとても必要だと思う。そのあたりがカバーできるのかということ、どうお考えなのかと思います。

○河村市民人権局長 貴重な御意見ありがとうございます。我々としては、先に、課長から説明させていただいたとおり、LGBTなど性的マイノリティの方々についての理解を深めるためには、啓発活動が大切で、堺市や堺市人権教育推進協議会でも、まず、この啓発活動からはじめさせていただいています。また、お困りのことはないかということについては相談業務ということで実施しています。今回のパートナーシップ宣誓制度に

ついてですが、当事者の方々の中には、御指摘のとおりカミングアウトしたくない人もいるのではないかというのをもっともな御意見です。ただ、社会的に存在を認められたいという思いをお持ちの方々に対して、堺市として、その存在を認めるということを表すため、今般、宣誓制度という形をとらせていただきました。このことに関しまして、我々職員の応対については当然課題がございます。そういった点についても来年度以降で、手引きやガイドラインを作成し、そういった方々が嫌な思いをしないような対応がしっかりできるようにしていきたいと考えております。

この宣誓制度は、施策的にいうと、入り口の装置的な要素も強いと考えております。我々堺市としては宣誓制度のみならず、この制度をベースとして今後どのような施策ができるのかという部分もあわせて、現在、全庁的に検討中でございますので、そのあたりは今しばらく時間を頂戴したいと思っております。私のほうからは以上でございます。

○新ヶ江委員　私自身はずっとLGBTのことを研究していきまして、パートナーシップを施行した地方自治体にインタビューに行っています。また、LGBT当事者の人からもこの制度についてどういう意見を持っているのかということ、聞き取りをしていますので、私が今までやってきたことの背景から少しお話ししたいと思えます。先ほどこの宣誓制度を進めることに対して注意しなければいけないという御意見があったと思いますが、私自身もそう思っているところもあります。でも一方で、こういう制度を地方自治体レベルで進めていくことが非常に重要なことだとも思っていて、今現在では日本では9つの地方自治体が制度を進めていると思うのですが、この制度は今かなり広がっていき、これを地方自治体のレベルで進めていくことは国に対してもかなり強い影響力を与えていくものになるのではないかと考えています。この制度はほとんどが要綱レベルですが、当事者にとってメリットがないというのは、そこは重要だと思うのですが、私はこれが第一歩だと思っていて、これをベースにしてほかの地方自治体ともネットワークをつくりながらさらによいものをつくっていくように進めていくことが重要ではないかと考えています。

もう1つは、ほかの国の事情を見ていくと、やっぱり地方自治体レベルで動いていって国の法律が変わっていったという事例もかなりたくさんありますので、そういうふうに進んでいけばいいと思います。しかし、日本の国の状況に関しては少し懸念しているところがあります。これがもし要綱レベルだけでとどまってしまうと、国としてはLGBTに対するそういう施策は地方自治体レベルでやっているのでもままでいいとなってしまうことが一番恐ろしいと思います。そうではなくてこの制度をもっと当事者の人たちにとってよいものにしていく。この制度ではほとんどが法的な保障というものが何もないですね。例えば遺産の問題にしても、保険の問題にしても何のメリットもない。でも当事者の人たちにとってはやはり存在を認めてほしいということでこういう制度を市とか地方自治体レベルでやってもらうということに対して、積極的に利用したいという人もいると思う。だからそういう人たちにとってはこの制度はいいと思うのですけれども。

もう1つカミングアウトの話をされて、それは非常に重要なところで、私がインタビューした人の話だと、やはりなかなかカミングアウトができないのでこういう制度があっても利用できないという方もいらっしゃいました。なので、やはりその啓発とこの制度の実施は両輪でやっていかなければいけないことであって、啓発というものをもっと市民レベルに根づかせていくようなそういう啓発活動を行っていく一方で、さらにこの宣誓制度も充実させていくような両方が必要だと思っています。

もう1つは、先ほどのLGBTの方が特別視されることの話がありました。その話も実は当事者の人の話から出てきていて、やはり同性パートナーということで自分たちを特別視して欲しくないという人も中にはいらっしゃるのです。そこで、この制度の要綱の案を見ると、第2条の2のところですが、パートナーシップの関係の定義のところ、一方または双方が性的マイノリティであるものと書かれていて、異性パートナーはこの制度を利用されないわけですね。これはほかのところでも議論があったと聞いたのですが、広くは法律婚ではない事実婚ですね、そこのところも法律と関係してくる部分だと思うのですが、異性のパートナーの人たちも利用できるような制度にすれば別に同性パートナーが利用するというように限定されないと思うので、もっとそこのところを広くとって、いいのではないかとこのところが私の意見ではあります。でも、それはまだ他の地方自治体ではやっていないと思うので、これを制度として実施されるのであれば、ほかの地方自治体とも広く連携をとって、もっとよいものにしていくようにというところは、ぜひ、堺市が中心になってやってもらえればいいのではないかと思います。私の意見としてはぜひこれを進めていっていただきたいと思っています。

○岡田委員　私は山口委員がおっしゃったことはすごく大事だと思っていまして3点ほど私の個人的な意見を言わせてください。

パートナーシップ、これは入り口とおっしゃっているわけですが、具体的には例えば、病院のお見舞い、家族しか面会できませんというような規定をつくっているところに対してどうアプローチしていくのかとか、財産の問題はどうしていくのかという、これはもう上位法でないとなかなか解決できない部分があって、実際問題、上位法の改正を早く国にやっていくようにということを堺市も言っていないといけないと思っています。

2番目は、啓発活動でも、実際にかかわる人が出てきて、病院であるとか介護者であるとかというところは緊急にこういった問題が出てくるだろう、もちろんカミングアウトしない方々もいらっしゃった中でこういったことは出てくると思うのでせっかくこういう制度があって啓発活動がされるのであれば、漠然としたアプローチではなくて、どこに特にやっていかないといけないのかというアプローチをお考えいただきたいなと思っています。

最後ですけれども、このヘイトスピーチの話もあるのですが、実はこのヘイトスピーチって別に部落差別だけに出てくるわけじゃなくて、それこそLGBTもあれば、在日の

方々、外国人の方々にもあればと、包括的にこのヘイトスピーチの議論をしないとある特定のところだけをやっているとなると非常に視野が狭くなる議論になってしまっていて。どういうふうにこのヘイトスピーチもLGBTも含めて包括的な議論をするのかっていうあたりが欠けているような感じがしています。その辺はこの人権施策推進審議会がやらなければならない大きな課題だろうと思っています。この辺りをまた議論する機会を与えていただければありがたいです。

○中井会長 ありがとうございます。

○山口委員 パートナーシップ宣誓条例の宣誓しているのかというのがあるのですけれど。パートナーシップ条例でいいのにとというのは、今、新ヶ江先生の話聞いてもわかりますが、第一歩であるにしても説明が必要な施策であると思います。こちらの配慮も必要だと。LGBTの堺市の取組として抜けているところがね、意識だとかの話、教育だとか啓発というだけではなくて、実際に大仙公園の世界遺産をめざす仁徳陵の前におもてなしトイレというをつくっているのです、今回。そのおもてなしトイレは当然LGBTの人に対して配慮をした初めてのトイレです。今、堺市は市議会が主導でやっている話ですけども、この間も私たちは議員研修でTOTOに行ってきました。そうするとTOTOに限らずなんです、堺市はこれから10年間学校園と、堺市には公的公園が200カ所ぐらいあるのですけれど、そこの公衆トイレ、パブリックトイレを全部改修していくのですね。そのときに全ての人の人権に配慮したトイレをつくるという取組を進めようとしている。LGBTの方に配慮しているトイレって、どこが配慮しているのか行ってみないとわからない。聞いてみると全国の小学校でもLGBTの子どもたちが現に存在していて。みんなのトイレってあるじゃないですか。みんなのトイレも大体男女別のトイレがあって、1個、ど真ん中にあるのです。LGBTの方々に聞いたら、ど真ん中にあるとみんなからあの人が入ったとか、身体障害者の方やオストメイトが必要な方の行列ができる自分が入りにくいとか、いろいろある。失敗しているところは、LGBTの象徴とされている虹の看板をわざわざつけたり、上半身が男性で下がスカートはいている人の絵を看板にしたり。そういう失敗を重ねて今はみんなのトイレという形でやっているのですけれども。その中で何を配慮しているのかということとやっぱり位置ですね。入っているところを見られたくないということとか、当事者の意見をよく聞いて。大仙公園のあのおもてなしトイレもそういうふうになっているのです。もちろんセーフシティの意識を生かして、女性の個室トイレや男性の個室トイレで、上からも下からもものぞきができないようになっている。性犯罪防止ですね。中にも防犯カメラがついているのです。堺市は既にそういうことをやっていっている。これから学校園に関しても、トイレ、制服、体操服に関してLGBTの人たちに対する配慮はどうするのかとか。東京なんかではこの話は進んでいて。でもこのパートナーシップ条例のある渋谷駅の前でアンケート調査をしたらほとんどの市民の方が知らない。だけど、知っている方は、もしも、御自分の家族とかがLGBTであるとカミン

グアウトしてきたらあなたはどうかといったときに、受け入れをしますよ、そんなことで悩まなくていいという、というような方は大体6割ぐらい。だから啓発、啓発とおっしゃいますが、市ができる啓発のやり方というのはLGBTの差別をなくしましょうとか、こういうカードをつくるのはとても大事なことです、市役所の人権部がしなければならぬことは、当事者を含めて、我々も含めて、仕掛けをつくること。女性差別をなくしましょう、部落差別をなくしましょうってそんなことは当たり前のことで、それでポスターをつくって啓発になるのかということそうじゃないと思うのです。当事者を含めて当たり前の存在なのだとことを言っていないと。当たり前の存在ということ役所がいう、私たちがいう。今にもこれで命を絶つ人がいるわけですから、悩んで、悩んでいるわけですから、そういう人たちの人権を保障していくというやり方というものも、これからもう少し市民にコミットメントをするような啓発にしていかなければ。例えば、堺まつりでパレードをやるとか、堺まつりに人権という話が出てくるパレードは1つしかない、UN Womenしかない。歴史も大事ですけどこれからの未来に堺市が何を打ち出していくのか。セーフシティという言葉も出てこない、我々がやっている。例えば、それは人権協にやっていただいたらいいと思うのです。何かアクティブな感じで、当事者もみんな一緒にやろうよというような形でやっていって、お互いが安心できるというのですか、そういう啓発のあり方とか。教育に関しては副読本でも先生方につくっていただいて、やらなければならないと思うのですね。いろんな人権研修とかも職員に向けてやっているけれど、残念ながら、相変わらず教員や市の職員による性犯罪というのが後を絶たない状況ですので、このあたりも含めて私は啓発、教育というものをもっとコミットメントしていかないと、単にこういう印刷物を作ったりネットで配信しているだけではなかなか伝わりにくいのではないかとことを御提案させていただきます。だからこのパートナーシップ条例に関してはさらに説明が必要だと思うのです。特に、LGBT当事者の方の中でカミングアウトできないとかしたくないとかいう人への配慮というのは少し説明が必要だと思う。そうしないと堺市が偉そうに、宣誓しに来いというような印象にとられかねない。公がやるっていうのはそういう公権力の発動に誤解されかねない、またそういうことを言って表現の自由の侵害だと言って、やってくる勢力が現にあるわけですから、その辺の説明は、きちんとしながら。第一歩と新ヶ江委員がおっしゃっていますが、確かに第一歩だと思うのだけれど、私は全然反対するわけではないけれど、これを受け入れたときに我が国では何をやっているのかと言われないうように、教育とか企業を巻き込んだ啓発が必要。東京では、女性の靴売り場で28センチのハイヒールを売っているわけ、職員の人が虹の名札をつけたりしているわけ、そんなところが多々あります。生理ナプキンまでLGBTに配慮した物ができてきている、それぐらい進んでいる施策も含めて啓発や理解の輪を広げていただけたらと思っております。

○中井会長　　ありがとうございます。ほかに本件について御意見いかがでしょうか。

○小倉委員　単純な質問ですけれども、要件をクリアしてこの宣誓書受領証を交付されても、具体的に結婚制度と異なり法律上の権利や義務が発生することはないと。例えばUR住宅、今どういうふうな要件があるのか私は知らないのですけれども、大分昔に、収入が夫さんの収入だけでは足りない場合は妻さんの収入も合算して条件がクリアできて入れることになったという話を聞いたことがあります。そのような場合、結婚制度と異なる法律上の権利が発生しないということはその証明も、例えば堺市の納付状況ですか、その証明が受けられないとなったら、2人が暮らすその住居についてもクリアできないかなということがあります。この宣誓書の受領を受けた、何か具体的なメリットを表示したほうが、この制度が前に進むのではないかと思います。

○中井会長　先ほど庁内での調整はこれからとおっしゃいましたけれども、そのあたり少しコメントありましたら。

○黒田人権企画調整課長　一般的にもよく言われているのは、おっしゃっていただいている住宅の問題だと思っています。先ほどお話しいただきました、病院での、例えば、手術の同意とかは、戸籍上の親族の方を優先されているというのが現状になっています。その辺も含めまして今全庁的に声がけをして、このパートナーシップ宣誓制度だけでは、メリットというの、具体的なものに関してはなかなか低いと感じておりますので、今後も引き続き全庁調整をしていきたいと思っています。

○中井会長　よろしく願いいたします。それでは案件2をよろしいでしょうか。

○新ヶ江委員　もう2つよろしいでしょうか。この制度が成立する過程について1つお伺いしたいのですが、これは市長がリーダーシップをとってやっているとお伺いをしたのですが、これは議会等の承認が得られるのかということが1つ、もう1つはこの制度をどのように周知していくのかということ、2点お願いします。

○黒田人権企画調整課長　制度をどう進めていくかですが、条例ではなく要綱になっています。要綱というのは役所の中の事務の詳細を確定させる内容ですので、議会に諮ることはありません。内部の決裁行為で確定させるというものです。次に市民の皆様への周知ですが、要綱が確定した段階でホームページや広報さかい等、できる限りの手法を使いまして、市民の方への周知に努めたいと考えています。

○河村市民人権局長　追加で説明させていただきます。今回は、特に早く進めたい事案と考えているので、市長の権限で制定できる要綱を考えています。ただ、重要な事案であるため、市の幹部会議である庁議で案件を紹介し、当然のことながら議会へも説明をして実施していきたい。先程、委員からもありましたが、市長発という話もありますが、そもそも堺市議会の熱心な議員の皆様方の意見があってスタートしております。それに呼応し、市長がマニフェストに掲げている項目でもあり、今回の動きとなりました。早急に取り組むべき事案ですので、内規である要綱で進めますが、議会への説明については当然丁寧に行っていく。その上で、市民の方へも提案をしたいと考えておりますのでよろしくお願い

します。

○中井会長 ありがとうございます。はいどうぞ。

○中田委員 先ほども市の内部で調整していくということだったのですが、例えば、市営住宅に入居するときの手続きの問題として、婚姻関係を証明する書類として、この宣誓書が使えるのでしょうか。

○西田人権部長 その点につきまして現在のところ調整しているというところで、結論を申し上げる段階にはないということで御理解いただきたいと思います。

○中井会長 ぜひ、よろしく願いいたします。

(2) ヘイトスピーチ及び部落差別解消に向けた主な取組について

○中井会長 続きまして案件2、ヘイトスピーチ及び部落差別解消に向けた取組について、事務局より御説明をお願いします。

○出野人権企画調整課参事 ヘイトスピーチ及び部落差別解消に向けた主な取組について御説明させていただきます。

まず、第1番目の法の周知について、他もそうですが、人権部のみで取り組んでいるということではなくて、教育委員会とか区役所とか、各所管の取組につきまして総括して御報告したいと思っています。いずれも平成28年に施行された法を、例えば堺市のホームページあるいはポスターで周知しているところです。

2番が本審議会でも昨年度いろいろ御意見を頂戴する中で、対応について取りまとめ、実施しているというものです。公的施設には利用申請というものがありますけれども、そのときの取り扱いにつきましての統一したフローを作成し、全ての公の施設に周知いたしまして、その取り扱いを開始しているところです。また施設の利用規約に、「ヘイトスピーチ許さない」とか「部落差別解消法が施行されました」というロゴを掲載しまして、利用団体の代表者を通じ全ての利用者に周知するようにしました。さらに本年に入り、改めて先のポスターの追加掲示の依頼をしています。

3番目に啓発及び教育ですが、例えば、職員に対しては、人権主担者研修とか入庁1年目、3年目、係長になった人等々の階層別研修において行っている。また、教職員に対しても実施しています。市民へも資料に記載の啓発を行っているところです。また児童生徒におきましても人権学習の中で、これらを考える機会を設けております。

また、相談等につきましては、人権推進課、人権ふれあいセンター、各区役所で行われている既存の人権相談で対応し、必要に応じ、法務局等関係機関と連携して対応しています。

今後の取組ですが、世界人権宣言に伴う人権週間に合わせ、集約的に啓発活動を実施したいと考えています。目に見える形としては、公用車に啓発マグネットを貼付します。それから申請窓口に啓発サインを設置してまいりたい。さらにサインということだけでは

なくて、サインには標語が入りますがそれだけではなく、差別解消に向けた取組に関するわかりやすいチラシというものを配付したいと考えています。さらに本市ホームページにおいて、専用ページを新設したいと思います。今のところ法の周知というのはさせていただいておりますが、それを見ればいろんな情報が得られる専用のホームページの立ち上げを考えています。さらには、引き続き、市民向け講演会の開催、御要望に応じ自治会、企業等、あるいは外郭団体等も含めまして講師派遣を行うことによって啓発を進めてまいりたい。これらを通じ、差別を許さないという社会の実現に向けて啓発、教育に取り組んでまいりたいと考えております。

○中井会長　　ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等どうぞお出してください。

○金丸委員　　去年、一昨年でしたかね、この2つは。障害者差別もあったと思うのですが、それは取組はなかったのでしょうか。

○出野人権企画調整課参事　　三法が平成28年に成立しまして、私ども特に人権部で優先的に取組させていただきましてのが、このヘイトスピーチ及び部落差別ということで、障害者差別解消法に一切何も啓発しないということではございません。あくまでその所管におきまして、多くの啓発活動が実施されています。人権部におきましては昨年度及び本年度はここに集中してさせていただいたということです。

○中井会長　　いかがでしょうか。堀委員、どうぞ。

○堀委員　　金丸委員と同じ意見で、障害者差別解消法が実施、施行されたので、三法が相互にいい意味で影響し合って、人権状況が少しでも改善してほしいと思いますので、障害者差別解消法も一緒にやっていただきたいと思います。

○西田人権部長　　ありがとうございます。御承知のとおり障害差別解消法は、例えば、合理的配慮とかその辺をメインとしての施行になっていると理解しておりまして、本市の場合は障害者の担当部署もあり、主にそちらのほうで実施しているのですが、おっしゃっていただいたように三法連携しての啓発というのが1つの効果的な取組だと改めて思いますので、この辺につきましては、また考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○中井会長　　ありがとうございます。

岡田委員が言われたこととの関連で、この審議会で取り扱うときの見せ方に違和感があるように思います。ヘイトスピーチ及び部落差別解消に向けた取組と言うと、もちろん上位の法律ができたからそれに対応して何をやっているのかということで私たちも議論していますが、先ほどのLGBTもそうですが、ヘイトスピーチというのは全ての差別に対して、施策を打っていけばいくほどそれが特権に見える人たちにとってはヘイトの原因になっていく、動機になっていくという構造があります。ヘイトスピーチは全ての差別に広がっている問題であり、その中に部落差別もあればLGBTもあり障害者もある。法律は、

本邦外出身者ですけれども、まさに在日の方であり、北海道ではアイヌの人々に対してというような広がりを見せている問題ですので、見せ方に工夫をしていただいたほうがこの審議会が取り扱うテーマとしては適切だと感じました。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 当然新しく法律ができて周知しないといけないし、市民の皆さんに法律を周知して、こういう差別はいけませんよという啓発は必要だと思うのですが、人権の問題、あるいは差別の問題というものをSDGsの枠で広く捉えていって位置づけを決めていかないと。バラバラなのです、今まで。せっかくこんないい意見が出ていても、LGBTの問題はこうです、部落差別の問題はこうです、障害者の問題、女性の問題、セーフシティ、バラバラで個別の教科のように見える。例えば、国語算数理科社会。そうじゃないでしょう。堺市は6月にSDGs未来都市に選定されているのです。当たり前みんなが自分の人権をお互いに共有してお互いに認め合っという社会をつくっていくという大枠のところで、SDGsという世界共通193カ国の目標がある。そんな話がこの審議会に出てこない。それはそれ、これはこれになっている。だから啓発が成功しない。先ほどおっしゃったようにLGBTのパートナーシップ宣誓をさせるのであれば、堺の病院ではパートナーの症状とか手術するかしないかとか聞くことは違法にはなりませんよ、そこまでできるかどうか難しいとは思いますが、難しいとは思いますが堺でできること、堺は総合医療センターにSACHICOと連携した性暴力被害専門の診察室をつくっているのです。そこはワンストップセンターになって、そこへ行って警察に訴えたければそこに警察が来てくれる、そして性被害を受けた人たちのフォローを専門医がしてくれるというシステムをつくっているじゃないですか。施策というのはそこまで面倒を見ないと。場当たり的に、はいこれやりますじゃない。川崎市は、すごい人権のパンフレットつくっている。だからこの会議で1回川崎市に行ってもいいぐらいです。そういうことをしないでしょ。がちがちの予算の中で、人権は予算がないとか教育は予算がないとか言いますが、そういうことじゃないと思うのです。堺市はSDGs未来都市に選定されたから未来都市計画というのをつくったけれど、SDGsの中で1番弱いのが教育と人権なのです。どういうことですか。環境ばかりがSDGsではない。1番大事なのは誰1人取り残さないという理念を実現することなので、人権や医療や福祉や教育が主流でないとおかしいと私は思っているのです。ハードの施策、トイレをつくったりするのはすんなり受け入れられる。これは差別ですよ、部落差別を許すな、ヘイトスピーチを許すなというような、人に禁止を要請するような啓発のあり方っていうのも。許してはだめなのです、許してはだめなのですけれど、許すなっていう文言を窓口に貼って、それが何。こんな法律ができました、それが何って話です。本当に理解してもらうためにはわかりやすく、啓発や教育っていうのは楽しく明るくやらないといけないのです、問題が深刻だから。啓発をやるときに1対多の講演形式のうなずき学習はやめて、ワールドカフェ方式にしながら、一人ひとりの声を吸

い上げていくというようなやり方も含めて。人権でやっているのはこの差別だけ違いますよ、これだけの枠組みがある、その中で特化して新しい法律ができたということです。中井会長がおっしゃったように、こんな並べ方したら誤解されますよね。ヘイトスピーチ・部落差別というようなこんな表現は違うと思うのです。両方とも同じようにやっていきますよということで非常に合理的につくられたつもりかもしれませんが、これしか見えない人もいるから気をつけていただきたい。SDGsのこれですよというような形でやっていけない時代じゃないかなというように思います。よろしくお願いします。

○中井会長　ほか、いかがでしょうか。堀委員、どうぞ。

○堀委員　私、府下の他の市町村で同和問題に特化した問題を解決する委員会というものに出ていると意見を交わしているのですが、その市町村の部落問題に対する学校教育の取組の実態を把握するということで報告してもらいました。各学校の取組は減ってきています。校長判断で全然部落問題に触れない学校もあります。そういう現状を教育委員会が委員会に出してくれました。人権教育の取組を一生懸命やっている人もいます。年度ごとに決起集会をやっているところはやっているのですが、全体的に部落問題に対する取組は少なくなってきています。それで本当にいいのかなということをみんなで議論しました。

私は今まで障害者問題とか障害児教育というのを考えてきたのですが、例えば、今度自分の子どもが大学に入るという保護者が大学に訪ねて行ってちゃんとやってくれるかと尋ねたら、その大学の窓口の人が、そうですか、十分できていなかったからこれからやりますとおっしゃる。また別の話で神戸の話ですが、車椅子の人が地下鉄に乗るときいつも最後まで待たされるのです。どうしていつもそうなのだとしたら職員の人が考えますと言って、また行ったら駅長が出てきて職員に通知しますといいました。そういうことでは不十分だと思います。先ほどの大学にしろ、地下鉄にしろ、それはそれでやるのです。個別対応で文句を言ってきたり困ったりしたら、やりますと、それで終わっているのです。どういうことかという、障害者の人たちが大学も含めて学校、今までそういう場が保障されていなかった。それがようやく障害者権利条約として多くの人たちによる差別に対する戦いの結果、条約に結実したということです。車椅子なんかもバリアフリーとか、そういう意識が強くなってきたのですけれども、結局個別対応で終わっているのです。そうすると今日のような取組を堺市がやっていただくのはいいですけれども、啓発が空転するのです。

つまりそれまで女性問題とか障害者問題とか性の問題も含めて歴史の積み重ねがあって、戦いがあって、部落差別も含めて、そういう歩みというのがあって、今こういう具体的な問題があるというようなことを踏まえた研修はなされていない。今おっしゃったように、そういうことおかしい、そんなことするなと言って、いわば正義による注意をするだけなのです。だから啓発というときに何をもって啓発と言うのか、啓発の質というのが問われなければいけないのです。そして、それを受けた市民あるいは子どもが本音をちゃんと

っているかということ、それは厳しいです。だからそういうことにも目を向けなければいけませんよね。だから三法ができましたが、なぜできたのかですよ。できて行政は法律に基づいてやるのです。御旗があるし圧力もかかってくるから。だけどやるだけ。それがどういう質でなぜそういう法律が歴史的な経過も含めて生まれてきたのか、何が大事なのか。啓発のフィードバックとか質をいつも取り戻さないといけないのですけれども、こういう審議会に行くと、私も委員に出ているわけなのですが、私の役割は何だろうかと考えてしまいます。行政の役割にお墨つきを与えている結果になっているかもしれない。それは残念です。こういうことが起きて三法がどうしてこういう形で出てきたのかということをしてシビアに受けとめて、啓発のあり方とかを問い直していかないと空転していきますよね。やればやるほど陰湿なものは温存されていきます。そう思います。

○中井会長　　大変貴重な御意見をいただきました。

はい、新ヶ江委員。

○新ヶ江委員　　私も山口委員と堀委員がおっしゃったことに全く同意するのですが、大阪市立大学で国際交流を人権の分野でやっていて、東南アジア地域との国際交流をやっているのですが、例えばタイとか台湾とかは人権の問題にとっても熱心に取り組んでいる国ですが、独裁政権であったり、戦争とか紛争を経て、いかに人権というものが重要なのかということが、特別な人ではなくて一人ひとりにとってとても重要な問題となっているのです。なので、日本の場合はとても特異に見えるのです。先ほどおっしゃったように、LGBT、部落差別、在日コリアンの問題とかいろいろなものが個別化されてそれぞれに対策をとっているのですが、逆に見るとマイノリティの人たちを個別化して行ってマジョリティの権力を強化しているようにも見えます。そこがほかの国と異質に見えているところで、堀委員がおっしゃったように、特別にこういう審議会ですべてをサポートしているように見えるのが、一見すると権力に加担しているようなところもある。総合的な視点から人権の問題は特定の人の問題ではなくて、私たち一人ひとりにとって、とても重要な問題で、ほっておくと私たちの人権というものもなくなってくるのだよという視点が欠けているというところに日本の人権施策の怖さがあると思うのです。もちろん国の施策としてこういう法律をつくっていくということは非常に重要なのですが、地方自治体でできることっていうのも多いと思うのです。それが国に対して圧力をかけていくというようなところもあると思うので、国がやっているから地方自治体が請負みたいにするというのではなくて、市とかのレベルで新しい点とか、こういうふうな人権施策をやっていたほうが、一人ひとりの人権を考える上で重要なんじゃないかという視点から、ぜひやっていただきたいと思いました。

○中井会長　　ありがとうございました。

○西田副会長　　堀委員と同じ他市の審議会でも議論をしてきた経緯もありまして、今日の資料を見ているといくつか考えるところがあります。市民向けにはこれだけのことをや

っています、今後さらにわかりやすいものにしていきますという、すんなり読めるメッセージではあるのですが、市民の意識の実態を踏まえると、こうした現状認識でよいのかどうか気がかりです。他市の実態については、学校教育での人権教育がかなり後退しているし、市民向けの啓発についてもわずかな発信しかなく、「これだけのものでしかないのか」と驚かされる内容でした。市民の中には、人権と表現することに対してアンチを唱えることがあたかも正義であるとするような意識も広がっている実態があります。そこをきちんと踏まえたうえで、アンチなどのメッセージに対して押し返す発信、啓発や教育はどうあるべきなのかという、大きなデザイン、検討が必要なのだということを、今日の委員の皆さんの御意見からも改めて確認できたように思っています。

○中井会長　　ありがとうございました。

(3) その他

○中井会長　　続きまして、案件3、その他について事務局より御説明をお願いいたします。

○松村人権推進課長　　人権推進課から今年度起こりました差別事象について1件御報告させていただきます。発生日は平成30年7月12日(木)、インターネット上への同和地域を揶揄するような書き込みがあったという問題です。

概要は、最初、市内の事業所のホームページ上の問い合わせフォームに「問題のあるURL」があるという書き込みがありました。事業所がそのURLを調査したところ、該当するツイッターを発見し、その前後の記載の内容から確認したところ、記載したと思われる従業員の方が特定された。その方を呼び出し、確認したところ、「自分が書きました」と認めたというものでございます。事業所としては、速やかに従業員本人に、上司の立ち会いのもとツイッターの削除を行わせ、当該事象の問題を指導するとともに、翌日には市内の舳松人権歴史館へ行ってフィールドワークなどの研修もしたということです。また、本人は反省し申しわけないとの発言がありましたということを堺市は報告を受けております。人権推進課の対応としては、ツイッターの確認はしましたが該当箇所削除済みであり、画面上での確認はできない状況でした。

また、どういう研修を事業所として本人にされたかということでお聞きし、今現在も部落差別が原因で悩んでいる方がおられるので、そういう方へ共感できるような研修について追加でお願いしました。

私どもでは、今回のことで課題が3点あると捉えております。まず1点目が同和問題とか部落差別に関する研修に工夫が必要だろうと。当該従業員の方は、学生時代にマイノリティについて学ぶ機会があったとおっしゃっているそうです。そういった言葉がありながらなぜそういう書き込みをしてしまったのだろうか、そこには何か原因があるだろうと考えています。

2点目はインターネット上に氾濫する差別表現をあたかも事実であるかのように捉えているということもありました。この従業員の方は「同和問題、部落差別について、きちんと学んだことはない」「部落差別に触れたことはありませんでした」という言葉もあり、「マイノリティ」についての学びがあるにもかかわらずネット上で差別表現を真に受けてしまったということをおっしゃっていたということです。

3点目は、今まで私ども人権部といたしましては「差別の落書き」を実際に書かれたものを対象にしておりましたので、その対応マニュアルでは、「書かれたものは保存してください、職員がその場に行って確認をします」というものになっていました。もし、ネット上の差別的な表現を書いた人が見つかったときにはどういう対応をするのかということを加えマニュアルを書きかえているところです。また、先ほどから、研修についての見直しとか根本的な考え方が必要だといわれているところは非常に重く受けとめており、今後の方針としまして、研修内容として、他者への共感とか社会的包摂とかといったものをベースにした人権研修が必要だろう、そのためにも何よりも交流をベースにした体験型の研修を今後は企画していかなければならないと考えています。

また先ほどから御意見をいただいています、人権問題のカタログを表面的に学ぶ結果になっていないか、といったことは研修として今後もやっていきたいと考えています。なお人権とネットリテラシーの問題ですが、学校現場ではネットに関する人権の問題というのは非常に厚く取り上げられています、成人に対する生涯学習としてネットリテラシーの問題をどう広げていくかということも方針として持つておかないといけないと考えています。研修の機会ですが、既存の研修の有効活用として、市民向けの研修や本市の職員研修である主催者研修や職場研修などの場を活用すること。もう1つは人権教育推進協議会、特に今回の問題に関係する企業部会という部会もありますので、そういう市民も巻き込んだ研修の場の提供といったことも考えていきたいと思っています。

○中井会長　ありがとうございます。残念な事象なのですが、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ありましたらどうぞ。山口委員。

○山口委員　これは条例か法律に基づいてそういう報告の仕方をなさっているのですか。それとも慣習でやっておられるのですか。差別事象の報告ですと言われたら、女性差別なんか日常的にあるのですよ。そこらで毎朝毎朝痴漢しているおじさんを引っ張ってきて、言えばそうやってくれるのですか。それはあくまで部落差別の差別落書きでたまたま今回はツイッターだったということで、その1件だけをここでそれだけを差別事象として御報告されるのは違うでしょと意見申し上げたと思います。重要な差別事象ですよ。だけど障害者の方々が無人駅を利用するっていうのは差別じゃないのですか。女性が毎日のように性被害にあっているということについてはどうですか。差別事象という言い方が間違いですよ。部落差別に関する差別落書きの事象という形で御説明いただくのであればわかりますけれど、一般的に差別事象の報告がその他の案件に入っているというのは、何に基づい

てそうやっているのですか。

○河村市民人権局長　ただ今の件ですが、私の記憶の範囲では、おそらく慣習的にやらせていただいていると思います。委員のほうからありましたが、部落差別に關しての差別事象ですとか、そういったことで案件は絞って説明するのか、もしくは委員のほうからありましたように差別事象については部落差別に限らず女性の問題、障害の問題、いろいろあると思いますので、そういったことの報告のあり方についても今後検討させてほしいと思いますので、いましばらくお時間頂戴したいと思います。

○山口委員　何年も前に人権協で申し上げたと思いますが、全然改善が見られない。私たち委員が言っていることは、あなた方のそういう仕事のやり方が変わらない限り生きた啓発とかができるはずないのです。何も考えないで慣習のまま差別事象ですって。差別事象って考えたらわかるじゃないですか。全ての差別が差別事象、じゃあ一緒に報告してくださいということです。ネットの上でどれほどの女性差別やヘイトスピーチがあるのですか。それについて件数すら言わずにその1件だけを言うというのは、差別落書きに關してはこれだけとちめられますよということですか。それだけ企業責任問われますよ、それではほかの差別はどんなのですかという話になるのが普通じゃないですか。

今日の審議会の会議録なんて1冊売りに出せるぐらい中身が濃いと思います。今年も審査をやりますけれど、私からの人権メッセージでもそうじゃないですか、2千何百作品が子どもたちから出てくる中で、被差別部落の問題で出てくるのが1件か2件なのです。なぜだろうと思ったら、堺市94校小学校あって、中学校が44校、高校が1校、私立も含めてですが、全ての人権問題に關して調査をしたことがある。そうすると小学校でしたら6年間に3時間ぐらいしかしてないのです。それも全ての人権問題には至らない。大概が部落差別の問題1時間とか。子どもたちの人権教育ってそんなものなのです。今度、18歳で成人になる、有権者になるので、国は主権者教育をやれとか、道徳もやれとか言っているけれど、主権者教育だって割り当てられている時間が既に国から高校3年間で5時間しかないのです。5時間でどんな主権者教育ができるのですか。

さっき堀先生がおっしゃったように日本でも女性の参政権は勝ちとった参政権ですよ。部落の問題に關しても運動の成果ですよ。だけどそういうやり方を新陳代謝してもっと自由な発想で。人権推進課長はすごくよく勉強されていて、複合差別の問題とか、総合的に人権問題を見られる能力を持っておられるわけで。今度はもう少し世界の人権のことを、先ほど新ヶ江先生がおっしゃいましたが。私もつい最近、カナダでグローバルセーフシティのミーティングに参加させてもらいましたが、世界での人権問題に關する啓発の仕方は全く違います。これはこれ、あれはあれって分けて考えない。部落差別の差別落書きのみ報告を差別事象としてするというスタンス。それがもし慣例で行われているなら。私それは大事だと思います、そのことを我々が知ることはすごく大事、だけどそれだってこういう会議とか人権協だけで報告するだけじゃないですか。市民は何が起こっているのか知ら

ない。それを知らせることがいいのか悪いのか検討の余地はあるかもしれませんが、いきなり差別事象ですって何のことかなって思ったら1件だけそういう話っていうのはとても違和感があります。だから言うのであれば全ての差別をまとめて言ってほしいです。でどうしたのかっていうのと。その1件の話が全体の人権啓発につながっているということですよ。何十年もずっと言っている。で何ら実態は変わっていないわけです。私たちは実態を変えていかないと意味がない。そういうやり方で報告をして対処が大変かもしれないけれども、それってここで報告してどうなのって話ですよ。だからしないでくださいっていう意味じゃないですよ。仕方に違和感がすごくあります。もったいないです。今、局長に答えていただいたので、それで結構です。ぜひ新しいデザインに変えてほしいと思います。

○堀委員　私も一言。もう既にお気づきだと思うのですが、どうして先ほどの報告が「その他」として付け加える形でなされるのかということ、本審議会の本質的なあり方が問われていると思います。それをもう一度見直す必要があるのではないのでしょうか。

○中井会長　ありがとうございました。

小倉委員、どうぞ。

○小倉委員　私は法務局の人権擁護委員としてここに出席しています。擁護委員のほうでも各学校に出向いて人権の花を咲かそうということで、チューリップの植栽をし、そのときに人権教室をしたりとか、去年は中学生だけだったのですが、今年からは申し込みがあった学校だけですけれども、スマホ人権教室、それは法務局でそういった活動をしていまして、堺市の子どもについては、山口委員がおっしゃっただけじゃなくて、我々の立場から言うと、もう少し人権について教育を受けております。ただ、法務局で主な人権課題として17項目挙げています。それは女性差別であるとか子どもの人権とかヘイトスピーチ、もちろん部落差別、もろもろ含めて17項目あるのですが、ただその中で我々がいろいろと人権相談をしている中で、どこまでそれが啓発につながっているのか、解決につながっているのかということは日々思うところです。

○中井会長　はい、どうぞ。

○岡田委員　繰り返し申し上げることもないと思うのですが、審議会って型どおりにやるみたいなことっていうのはもうそろそろ。どこの審議会もそうです、私も大阪府も行きますけれども。1回は全体的な包括的な話ができる審議会、先ほどお話したようにLGBTもあれば部落差別もあれば在日もあれば、貧困問題もあるわけで、さまざまな議論が人権問題にあって、トータルでどういうふうにこの審議会の中で議論するのか。その次は特化してここは今緊急なのでこの議論をしてほしいという事務方の工夫が必要になっている時代に入っている。前例に従って粛々とやるというような時代ではなく、もう21世紀でしかも未来型の堺市をおつくりになるのであれば、この審議会の開き方も御検討いただければありがたいと思います。

○中井会長　いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。本日は、自治体の人権施策推進審議会のあり方そのものにかかわる深い議論に入っていたのではないかと思います。ありがとうございました。では事務局から連絡事項、お願いいたします。

○坂本人権企画調整課長補佐　本日は長時間の御審議、ありがとうございました。本日の会議録は会長、新ヶ江委員の確認、御署名をいただいた後、各委員へ送付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。最後に閉会に当たりまして市民人権局長から皆様に御挨拶申し上げます。

○河村市民人権局長　改めまして、市民人権局の河村でございます。いつものことですが、熱心な御議論をいただきありがとうございます。堺市におきましては男女平等に係る事案、人権と平和に係る事案といったところに特に力を入れて進めているところです。今日のテーマにつきましては喫緊の課題ということで、LGBT並びにヘイトスピーチ、部落差別解消の事案について御説明させていただいて、いろいろと意見をいただきました。今日の議論でもございましたが、SDGsとか大きな視点で議論することと、今日のような対症療法的に特化してやる議論と、いろいろと考えながら事務局運営をしていきたいという考えでございます。委員の皆様におきましては今後とも堺市の人権施策等について御理解いただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○中井会長　それではこれで本日の審議会は終了いたします。ありがとうございました。